平成２２年（フ）第１８５８号
名古屋市熱田区神宮２―10―16　プレスイン神宮３－Ａ、住民票上の住所名古屋市港区大手町５丁目60番地の９
破産者　馬木　克己
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０２号
神戸市須磨区平田町５丁目13番地
破産者　福原　正義
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４７号
神戸市北区有馬町1297番地の１グランシャリオンゆけむり坂605号
破産者　一瑠こと　西村かおり
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３７号
広島市南区宇品海岸１丁目９番12―902号
破産者　東谷　訓臣
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７６号
広島市佐伯区五日市町大字上河内822番地の23
破産者　坂根　二吉
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６３号
札幌市西区宮の沢１条４丁目14番25―308号
破産者　熊谷　卓爾
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
青森市大字六枚橋字不浪知28番地
破産者　佐藤　　勝
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８００号
盛岡市上堂１丁目15番52号　川村荘102号、旧住所盛岡市山岸四丁目７番６号
破産者　藤澤　キミ
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第５１０号
秋田県南秋田郡五城目町字上町283番地
破産者　加賀谷正人
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺42番地１
破産者　宮川　弘和
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４号
秋田市外旭川字野村１番地８
破産者　中村恵貴子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９号
秋田市茨島７丁目12番26号
破産者　五十嵐幸枝
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１号
秋田市将軍野桂町１番24号
破産者　斉藤真由美
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６号
秋田市広面字堤敷５番地20
破産者　山畠　松子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４号
秋田市泉南１丁目６番12号　第２丸高アパート２－２
破産者　嶋崎　髙子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
秋田県横手市大雄字木戸口59番地２
破産者　佐々木秀子
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９２７号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目29番４号
破産者　岡本亞由美
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６６号
横浜市金沢区瀬戸８番３号　エトワール八景106
破産者　新田　　守
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７９号
横浜市鶴見区馬場６丁目12番10号
破産者　伏見　卓真
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
川崎市高津区蟹ケ谷209番地５　ヒルステージ日吉609　秋元文絵方、開始決定時の住所川崎市中原区井田１丁目11番15号
破産者　秋元　孝司
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

第明治三十二種郵便物認可